



# 住まい環境整備支援事業について

(高齢者支援制度)



## 概要

住宅のバリアフリー化により、要介護高齢者の在宅生活を支援

### ■ 1 補助対象者

在宅で生活する要介護認定を受けた方のうち、

- (1) 要介護度 3～5の方
- (2) 認知症や障害により在宅生活が困難な要介護度 1～2の方のうち、以下のいずれかの理由により在宅生活が困難な方
  - ① 車いすを利用
  - ② 障害等級が 1～2 級相当の上肢不自由者
  - ③ 障害高齢者の日常生活自立度 A・B・C
  - ④ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅳ
- (3) 身体および生活等の状況を踏まえ、在宅生活の維持向上を図るため、市町長が特に住宅の改造を必要と認めた方

# 住まい環境整備支援事業



■ 2 補助対象住宅 … 補助対象者自らが居住している持ち家住宅  
(賃貸住宅、借家は対象外)

■ 3 補助額 … 対象工事費の7割～9割(上限額 80万円/戸)  
(実施市町によって異なります)

対象者	補助額	自己負担額
一定以上所得者	工事費の7割(上限80万円)	3割
	工事費の8割(上限80万円)	2割
それ以外	工事費の9割(上限80万円)	1割

※ 一定以上所得者については市町が発行する負担割合証で確認

※ 一定以上所得者の自己負担額3割は、平成30年8月以降

■ 4 補助対象工事  
介護保険制度の対象とならないバリアフリー改修工事  
(新築・増築に伴い実施する工事は対象外)

# 住まい環境整備支援事業



## 補助対象工事

住まい環境整備支援事業	介護保険制度
<ul style="list-style-type: none"><li>①廊下・トイレ・浴室等の拡幅</li><li>②身体に適した洗面台等への取替え</li><li>③レバー式蛇口等への取替え</li><li>④階段昇降機の設置</li><li>⑤段差解消機の設置</li><li>⑥移動改善のための扉新設</li><li>⑦居室周辺へのトイレ移設</li><li>⑧テーブル生活支援のための床材変更</li><li>⑨転倒けが防止のための床・壁変更</li><li>⑩電気スイッチの位置変更</li><li>⑪ヘルパー出入りのための勝手口設置</li><li>⑫水洗式ポータブルトイレ設置のための給排水工事</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①手すり取付け</li><li>②段差解消</li><li>③滑り防止・移動の円滑化のための床変更</li><li>④扉の引き戸等への取替え</li><li>⑤洋式便器等への便器の取替え</li></ul>

※ 介護保険の対象工事は住まい環境整備支援事業の対象外